

第4章 計画の推進と点検・評価

1 計画推進にあたっての指標

本計画全体を統括的に把握する指標として、「徳島はぐくみプラン」や「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」にひとり親の自立支援の指標として設定している次の目標を掲げ、推進していきます。

<数値目標一覧>

成果指標	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
1 相談・支援体制の強化		
(1) インターネット（SNS等含む）による情報提供の利用度	11.4%*	30.0%
(2) 各種制度の認知度（全体）	65.2%*	80.0%
2 職業生活の安定と向上のための支援の充実		
(1) 高等職業訓練促進給付金等事業の利用者数	63人	85人
3 子どもへの支援の充実		
(1) ホームフレンドの派遣回数	55回	100回
(2) 学習教室開催回数	240回	320回
(3) 学習教室参加延べ人数	2,249人	3,000人
4 地域で見守る環境づくりの推進		
(1) 子どもの未来応援コーディネーター養成研修の終了者数（累計）	70人	200人
5 子育て・生活支援の充実		
(1) 保育所待機児童数	33人	0人
(2) 認定こども園の設置数	54か所	89か所
(3) 放課後児童クラブの登録児童数	7,834人	9,100人
6 経済的支援の充実		
(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の認知度（全体）	60.4%*	80.8%

※ 「徳島県ひとり親家庭等実態調査」（令和元年実施）の結果による数値

2 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、行政はもとより、企業、地域、学校、ひとり親家庭等をはじめ、県民一人ひとりがその重要性を認識し、それぞれの役割を果たすとともに、お互いに連携・協力しながら積極的かつ主体的に取り組んでいくこととします。

また、徳島県社会福祉審議会における進捗状況の報告並びに関係部局による庁内連携会議により、PDCAサイクルを通じた計画の実効性を確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合的な対策を進めます。

徳島県ひとり親家庭等自立促進計画における施策に関する評価

基本目標		具体的対策	指標	H27	H28	H29	H30
1	相談窓口・支援体制の充実	母子・父子自立支援員等による相談事業の実施	母子・父子自立支援員による相談指導件数	13,503	13,731	13,475	14,258
			うち父子の相談件数	524	525	482	568
	情報提供機能の充実	母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談事業の実施	母子・父子・寡婦の相談件数	2,437	3,037	2,943	2,863
			うち父子の相談件数	100	96	82	60
			うち就業相談数	1,554	1,549	1,044	882
			うち父子の就業相談件数	91	56	20	4
	施策の評価		父子の相談や就業相談をより一層広げていくため、相談窓口・支援体制の周知を図り、相談機能の強化を図っていく必要がある。				
2	就労に向けた支援の強化	母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進	プログラム策定数(人)	84	73	64	69
			就業実績(人)	59	49	48	51
		就業に向けた能力開発支援	高等職業訓練促進給付金(人)	48	58	60	63
			高等職業訓練促進資金貸付件数		16	18	26
	関係機関と連携した就業支援	公共職業訓練の拡充(母子家庭の母等の職業的自立促進事業等)	公共職業訓練修了者数	3	1	0	1
			うち就職者数	3	1	0	0
		無料職業紹介事業の推進	登録者数	54	35	42	26
			うち就職者数	39	34	30	21
施策の評価		安定した収入確保のためには、資格取得が有効なことから、就業支援における能力開発等の支援は重要であり、引き続き施策の充実強化を図っていく必要がある。					
3	子どもへの支援・健全育成	学習支援の推進	ひとり親家庭等へ訪問して学習支援を行った子どもの数			53	66
			うち父子家庭の子どもの数			1	4
		子どものサポート	子どもの心のケア等を行うホームフレンドを派遣した回数	70	43	53	55
			うち父子家庭に派遣した回数	18	8	8	0
	施策の評価		貧困の連鎖を解消し、子どもの自立を図るためには、子どもに対する学習支援や相談・生活支援などの直接支援を一層推進していく必要がある。				

徳島県ひとり親家庭等自立促進計画における施策に関する評価

基本目標		具体的対策	指標	H27	H28	H29	H30	
4 子育て・生活支援の充実	子育て支援の充実	保育所・認定こども園等における利用機会の確保	待機児童数	57	60	94	33	
			うち母子家庭の児童数	1	2	5	1	
		子育て支援サービスの拡充	延長保育事業実施市町村数	14	21	22	22	
			認定こども園の設置数	30	39	46	54	
			病児・病後児保育実施市町村数	20	21	22	22	
			一時預かり・特定保育実施市町村数	23	23	20	21	
	放課後児童クラブの利用の推進	放課後児童クラブ設置箇所	154	163	171	177		
	子育て家庭の負担の軽減	ひとり親家庭等医療費助成事業の実施	助成件数 (※H28.10～児童の通院費も対象)	506	5,769	10,224	11,765	
			うち父子家庭への助成件数	27	427	605	836	
		乳幼児等医療費助成事業の実施	助成件数	1,105,948	1,144,062	1,224,088	1,245,092	
	生活支援の充実	公営住宅への優先入居の推進	県営住宅へのひとり親世帯の入居件数	23	11	13	15	
			母子生活支援施設における生活及び自立支援	各月平均入所世帯数	18.5	15.7	13.2	14.9
		母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の活用	住宅資金貸付件数	0	1	0	0	
			転宅資金貸付件数	2	1	6	1	
		ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	援助延べ時間数	314	597	854	580	
			うち父子家庭への援助時間数	6	137	281	67	
	施策の評価		子育てと仕事を一人で担うひとり親が安心して就労し、生活の安定を図るためには、子育てや生活の支援が必要であり、その利用の推進は重要である。					
	5 経済的支援の充実	生活の安定を図る支援	児童扶養手当の支給	受給者数	6,641	6,354	6,158	5,945
				うち父子家庭の受給者数	494	465	441	407
			児童手当の支給	受給者数	50,624	49,548	48,477	47,406
母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の活用				修学資金貸付件数	127	87	84	69
			うち父子家庭への貸付件数	2	2	7	8	
			就学支度資金貸付件数	30	37	28	31	
母子世帯小口資金貸付金制度の活用		うち父子家庭への貸付件数	0	3	4	3		
		貸付延べ件数	25	21	18	16		
養育費確保支援		養育費確保に向けた啓発の推進	母子・父子自立支援員による養育費相談件数	64	43	44	54	
		母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談機能の充実	養育費に関する相談件数	16	14	9	7	
施策の評価		ひとり親家庭の生活の安定を図っていくため、引き続き制度の周知、確実な実施を図っていく必要がある。						

○用語解説

用語	説明
家庭生活支援員	ひとり親家庭が、修学や疾病等の理由により一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合に、その生活を支援する、一定の資格を有する者又は研修を修了し登録された者。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
子育て短期支援事業	子どもを家庭で養育することが一時的に困難となった場合などに、乳児院や児童養護施設などで短期間子どもを預かる事業。
子ども食堂	地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組のこと。子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含む。
子どもの未来応援コーディネーター	経済的に困難な状況にある子どもたちに対する地域の実情に応じた支援ネットワークの一員として、各関係機関等をつなぎ、活動する役割を担うコーディネーター。
スクールソーシャルワーカー	児童・生徒の問題状況に応じて、家庭や学校と医療・児童相談所等の福祉関係機関との連絡調整を行い、児童・生徒の問題解決を支援していく福祉の専門家。
テレワーク	ICT(情報通信技術)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。
とくしま丸ごとAIコンシェルジュ(仮称)	県への問い合わせのワンストップ化や24時間365日対応を可能にするため導入するAI技術を活用した多言語対応のFAQシステム。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	一般的には配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力。
認定こども園	保育所・幼稚園等のうち、小学校就学前の子どもに保育及び教育を一体的に提供し、地域における子育て支援機能を備えた施設として、都道府県知事が認定・認可したもの。
病児・病後児保育	保護者が就労等により、自宅で、病気になった児童の保育が困難な場合や、保育中に体調不良となった児童について、病院・保育所等で、一時的に保育する事業。
ファミリー・サポート・サービス	育児をお願いしたい会員に対して、育児を応援したい会員を紹介し、子どもの預かりや送迎をしてもらうなどの子育てを支援する仕組み。
放課後子供教室	放課後の子供の安全・安心な居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、多様な学びや体験活動を実施する場。
放課後児童クラブ	保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、児童館や学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全育成を図る事業(学童保育ともいわれている)を行っている地域組織。
ホームフレンド	ひとり親家庭の児童の心の葛藤を緩和し、孤立化を防ぐため、児童のよき理解者として悩みを聞き、心の支えになるために児童の家庭に派遣する大学院生等。
ユニバーサルカフェ	子どもや高齢者、障がい者など、多くの方々が集い、それぞれが持つ悩みや経験を共有し、互いに支え・支えられる関係性を構築する福祉拠点。
幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料を無料とする制度。令和元年10月から開始された。
AI(人工知能)	Artificial Intelligenceの略である。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
e-ラーニング	パソコンやタブレット、スマートフォンを使ってオンラインで学ぶ学習形態のこと。
Society5.0	サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる、人間中心の社会。